

有権者意見書

民主党法案「子ども手当」の受給条件の精査、追及のお願い

〇〇〇〇議員殿

拝啓 時下益々のご清祥の段と拝察申し上げます。国を思う有権者の 1 人として、〇〇議員殿にエールを送らせていただいております。つきましては、臨時国会において、民主党によって提出される「子ども手当」について、関わる財源の曖昧さとともに、指摘すべき点が見受けられますので、指摘させていただきたく思います。

当該の「子ども手当」の支給対象者（受給者）について、民主党の「子ども手当法」（案）の「支給条件）には、「子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する」として、こう記しています。「一 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母」「二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者」「三 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの」と。国籍条項が見当たりません。

日本国民のための法案策定であれば、当然、「日本国籍を持つ者」（要旨）、またはこれに匹敵する条項を付すべきですが、しかし、同法案には、「日本国内に住所を有する時」と記されるのみです。この視点から洗い出せば、たとえば、在留資格によって滞在中の外国籍者や、永住外国人もまた、日本国内に住所を有する存在ですが、これらを除外する記述も見当たりません。ということは、永住外国人に対する「地方参政権付与法案」と同様の、主権と国力の割譲行為とみなして差し支えなく、民主党従来の移民誘致のコンセプトにも符合する法案と認識出来る次第です。

この点から生じる懸念は、民主党政権によって、移民、難民の受け入れが拡大し、あるいは、本来は、法の裁可の下に遵法であるべき不法滞在者の国外退去を阻む動きが広がれば、単に、「日本国内に住所を有する時」の外国籍者の増大とともに、「子ども手当」のための拠出が増え続け、ただでさえ困難な財源確保が、さらに困難になる懸念があり、その負担増の跳ね返りのために、肝心の納税国民が苦しめられる結果を招きかねません。この点について、臨時国会に臨まれる時に、国を思う日本の国会議員のお立場から、民主党に対して厳正に質していただければとお願いいたし、誠に僭越ながら、以上、一筆申し上げます。敬具

平成 21 年 9 月 7 日

島津 義広